

## 教員の働き方改革について — 笠間市教育委員会「学校の働き方改革プラン」(案) —

### 1 はじめに

児童・生徒を取り巻く環境や保護者・社会からの要望が多様化・複雑化する中で、教員の多忙化と長時間労働が問題となっております。

これまで本市では、校務支援システム（以下「C4th」という。）の導入、学校閉庁日の設定、超過勤務時間調査の実施、留守番電話の運用、部活動指導員の配置等をおこない、働き方改革の推進を行っております。また、茨城県においても職員の勤務時間に関する条例が改正され平成31年4月1日から施行されたところでございます。

このため本市においても教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善にさらに取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために本プランを策定いたしました。

### 2 目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現とほこりとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図る。

### 3 目標

月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにする。

### 4 取組の方向性

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減

### 5 具体的な取り組み

#### (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- ① 教員の時間管理の徹底（別紙1参照）
- ② 平日における部活動の時間の運用（別紙2参照）
- ③ 教育委員会における勤務実態の把握

1か月ごとに集計結果を小・中・義務教育学校ごとに平均超過在校時間を算出し校長研修会等で公表する。

#### ④ 学校閉庁日の設定と休暇取得の推進

現在の閉庁日8月13日～8月15日、11月13日県民の日、創立記念日以外にも学校単位で閉庁日を設けるようにする。 \*市教育研究会総会 等

- ⑤ 留守番電話の設置（平成31年4月より） \*小・中・義務教育学校 録音機能なし
- ⑥ 教育委員会が主催する会議・研修会の見直しと削減
- ⑦ 校長のリーダーシップのもと業務改善の推進と教員のマネジメント力の向上を図る
  - ア 校長は、学校行事や会議、打ち合わせ等の積極的見直しを図る。
    - ・「スクラップ アンド ビルド」の意識
    - ・以前からある体験活動等の見直し
    - ・行事の練習・準備期間の短縮
  - イ 会議や部活動のない日を校内で設定し定時退勤日を決める。
    - \*市内一斉退勤日の導入
  - ウ 放課後部活動の運用時間における休暇取得の促進。
  - エ 年次休暇取得の促進。年間10日以上。
  - オ 最終退勤時刻の設定。 \*小・中（部活なし） 18:35 2時間超過（別紙1参照）
    - \*中（部活あり） 20:35 2時間超過（別紙2参照）

## （2）教員の業務の見直しと業務改善の推進

- ① C4t hの活用促進
- ② ドリルパークの活用（令和元年6月より）
- ③ 各学校における会議等の効率化の推進
- ④ 教育委員会から学校への連絡等を行う時間等の配慮
  - 教育委員会からの訪問や電話連絡は定時内で行うようにする。
- ⑤ 授業日における教員を対象とする会議や研修会の見直しと削減

## （3）学校を支える人員体制の確保

- ① 専門スタッフの配置の促進
  - 算数数学学力向上支援員，スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，適応指導教室指導員，心の教室相談員，心の相談室相談員，学校生活支援員，特別支援教育指導専門員，特別支援教育支援員，ICTサポーター，理科観察実験アシスタント，就学前教育アドバイザー，外国語指導助手コーディネーター，スクールサポートスタッフなど
- ② コミュニティスクールの導入
  - 岩間地区（岩間中，岩間一小，岩間二小，岩間三小）令和元年度より
  - 今後，友部地区，笠間地区でも導入

## （4）部活動の負担軽減

- ① 笠間市（各学校）における中学校・義務教育学校部活動運営方針の運用
  - 部活動の休養日を確実に設ける。
- ② 部活動指導員の導入促進 令和元年度より

## 6 その他

- ① 45時間超過した場合の対応について
  - \* 例：超過勤務時間が45時間を超えた場合は、次月に運用での休暇を取得する。
- ② 欠席連絡受付など、校務のICT化促進
- ③ 夏季休業日の短縮
- ④ フレックスタイム（朝型勤務）等の時差勤務の導入

## 7 資料

### （1）職員の勤務時間に関する条例等の一部改正等について（通知）より

- ① 改正の概要
  - ア 時間外勤務命令の規定追加（条例関係）
    - ・任命権者は、公務のため臨時又は緊急が必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。
  - イ 時間外勤務命令の上限設定（規則関係）
    - ・任命権者は、原則1箇月について45時間かつ1年において360時間の範囲内（特例として（通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的又は緊急に1年について720時間かつ2～6箇月平均80時間等の範囲内）で、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
  - ウ 上限の適用除外・要因の整理分析等（規則関係）
    - ・災害その他避けることができない事由の場合は、上限を超えて時間外勤務を命ずることができる。
    - ・上限を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする。
- ② 施行日 平成31年4月1日

### （2）義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条の2

義務教育諸学校等の教職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に挙げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務